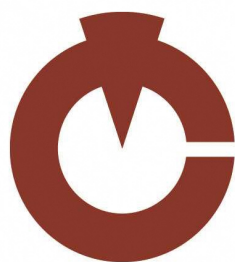


時津町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～



平成27年11月

時津町通学路安全推進協議会

目次

| | | | |
|----------------------|-------|-----|-----|
| 1・時津町通学路交通安全プログラムの目的 | | 1 | ページ |
| 2・時津町通学路安全推進協議会 | | 2 | ページ |
| 3・取組方針 | | 3、4 | ページ |
| 4・通学路交通安全プログラム年間表 | | 5 | ページ |
| 5・対象とする通学路について | | 6 | ページ |
| 6・通学路対策箇所の公表 | | 6、7 | ページ |
| 「通学路安全対策一覧表（例）」 | | | |
| 「通学路安全対策箇所図（例）」 | | | |



1・時津町通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童生徒等の列に自動車が突入するなどし、児童生徒等が死傷する痛ましい事故が相次いで発生しました。これを受け、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び、安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通達がありました。

時津町においても、平成24年5月より教育委員会、時津警察署、道路管理者（長崎県、時津町）の関係機関と連携し、通学路の緊急合同点検を行い現状確認を行うとともに、点検結果に応じた対策等を協議し、必要な対策を講じているところであります。

時津町では、第5次総合計画の基本理念「生活都市 ときつ ～誰もが住みたくなる町へ～」の実現を目指して、平成27年度施政方針において「子どもたちが健やかに成長できるまちづくり」を基本施策として掲げており、住民との協働による安全・あんしんのまちづくりの推進を図るため、通学路の安全対策の推進は重要な課題となっております。

このようなことから、通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取り組みを推進することを目的として「時津町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

平成28年度から本プログラムに基づき、通学路に関する機関と連携体制を構築し、「児童生徒が安全で安心して通学できる通学路の確保」を目指してまいります。

プログラム策定の重点項目

- ① 通学路の安全対策を継続的に実施し、児童生徒の安全を確保する。
- ② 道路管理者、警察、学校関係者が連携し、時津町通学路の安全対策を推進する。
- ③ 対策後は、実施した効果を検証し、見直すことで安全対策の向上に努める。

2・時津町通学路安全推進協議会

通学路の管理は、道路施設の設置・維持管理、交通規制等の実施、通学路を利用する児童生徒の安全教育などを行う必要があります。これらを実施するにあたり、関係者各々が情報を共有し連携の強化を図る必要があるため、以下にあげるメンバーで構成する「時津町通学路安全推進協議会」（以下、「協議会」と言う）を設置します。また、本プログラムはこの協議会で議論し、策定します。

(1) 時津町通学路安全推進協議会構成メンバー

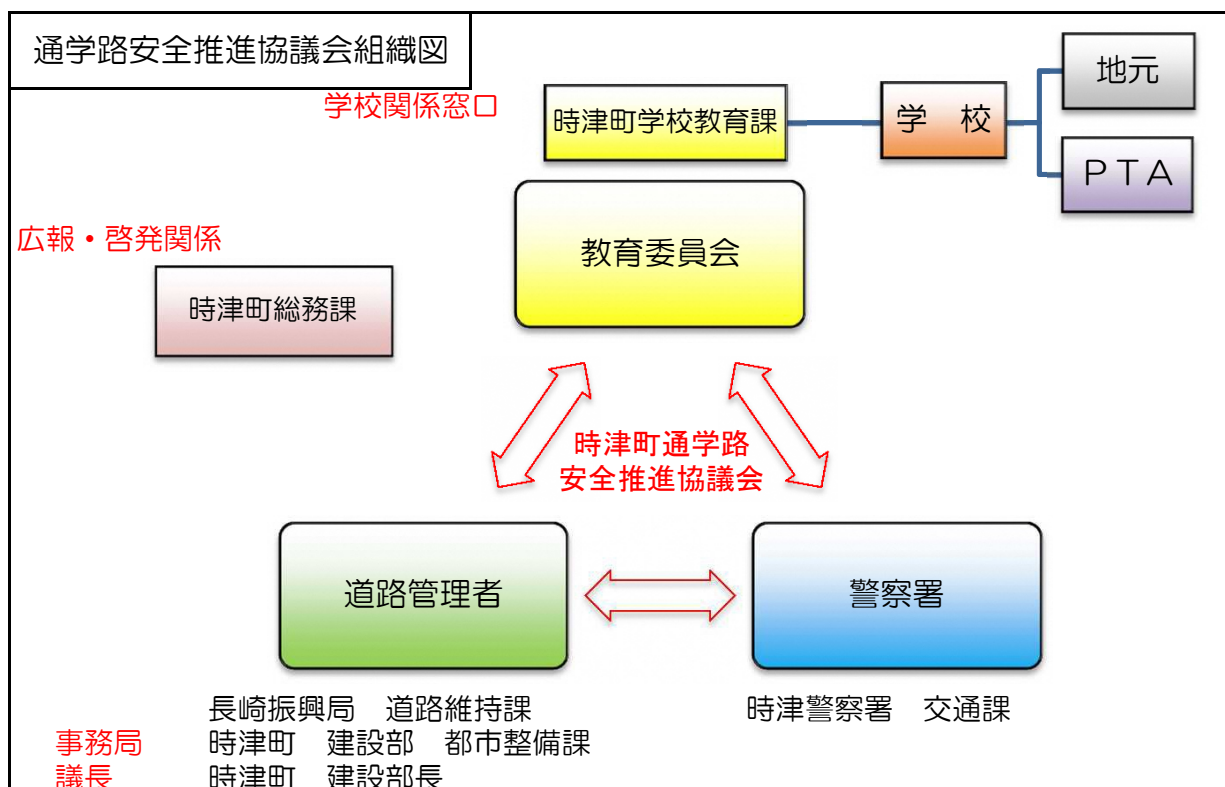
| 主となる機関 | 役割 |
|------------------------|--|
| 長崎県 長崎振興局 建設部 道路維持課 | 道路施設に関すること |
| 警察 時津警察署 | 道路交通に関すること |
| 時津町 総務部 総務課 | 広報・啓発等に関すること |
| 教育委員会 学校教育課 | 学校との連携に関すること |
| 建設部 都市整備課 | 道路施設に関すること 事務局（会の運営や進行、県との連携に関すること） |
| 各小中学校 | 対策効果の把握に関すること 児童生徒への教育に関すること |

(2) 協議会は、構成機関の各課長及び、実務担当で構成し、議長は道路管理者である**時津町建設部長**が務めます。

(3) 学校関係の窓口は、**時津町教育委員会学校教育課**に置きます。

(4) 協議会事務局は、**時津町建設部都市整備課**に置きます。

(5) 議長は必要に応じ、協議会を招集します。



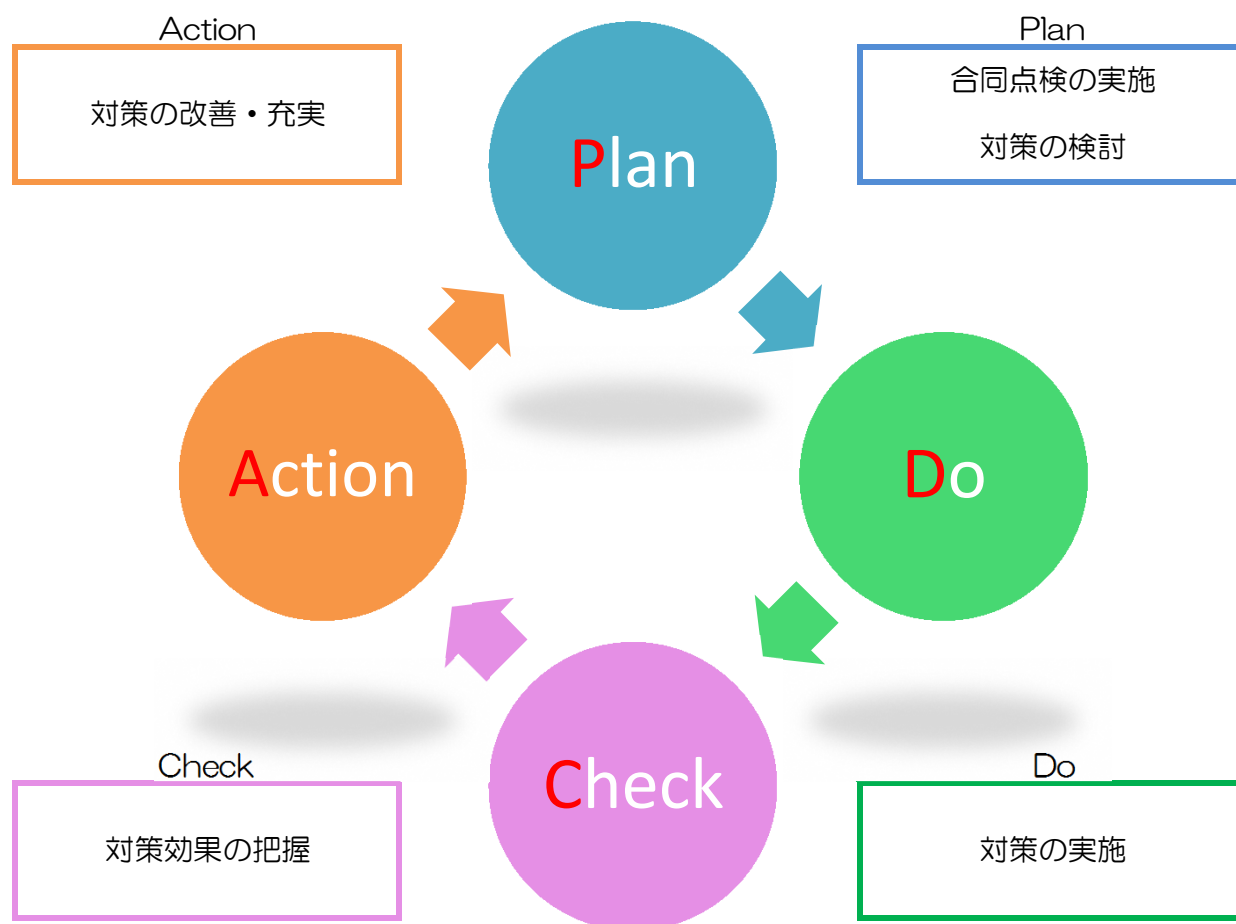
3・ 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続すると共に、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルとして繰り返して実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

時津町通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 定期的な合同点検 (Plan : 計画)

2-1 ・合同点検の実施時期等

- ・合同点検は、基本的に1年に1回実施します。
- ・合同点検実施時期は7月から8月の期間に行います。
- ・合同点検の一連の流れを次ページに示します。(通学路交通安全プログラム年間表)

- ①各小中学校は、通学路の点検を行い、点検により抽出された危険箇所をまとめ、学校教育課に報告します。
- ②学校教育課は、各小中学校から報告を受けた結果をとりまとめます。
- ③協議会構成メンバー及び必要と思われる関係者は、学校教育課から報告を受けた点検結果を基に、合同点検を実施します。

2-2 ・合同点検の体制

- ・合同点検は、協議会の構成機関である各小中学校関係者、教育委員会、警察、道路管理者とその他必要に応じてPTA、自治会代表者等が参加して点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan : 計画)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、協議会を開催し、対策案や実施時期などを検討します。
- ・対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・具体的な対策が決定したのち、「安全対策箇所一覧表」と「安全対策箇所図」を作成し、時津町ホームページや広報紙等で公表します。

(4) 対策の実施 (Do : 実行)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・対策のうち、短期的に実施が可能なもの(路面標示など)については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。中長期的な対応が必要なもの(歩道の拡幅、信号機設置など)については整備に向けた計画を進め、実施に向け取り組みます。

(5) 対策効果の把握 (Check : 評価)

- ・実施した対策について、通学路の安全性についての期待した効果が上がっているかを把握するため、学校関係者等から聞き取り調査等を行います。

(6) 対策の改善・充実 (Action : 改善)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4・通学路交通安全プログラム 年間表

| PDCA サイクル | No. | 月 | 実施内容 | 要点 | 担当する主な機関 | | | | | |
|----------------|------------|----|-----------------|--|--|----|-----------|------------|------------|---|
| | | | | | 道路 管理者 | 警察 | 教育 委員会 | 時津町 総務課 | 学校関 係者等 | |
| Plan (計画) | ① | 4 | 通学路危険箇所の抽出 | 各小中学校関係者が点検を実施 | | | | | ○ | |
| | | 5 | | | | | | | | |
| | | 6 | 点検結果のとりまとめ | 学校教育課が各小中学校からの報告をまとめる | | | ○ | | ○ | |
| | ② | 7 | 合同点検の実施 | 安全推進会議メンバー等による合同点検の実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 8 | | | | | | | | |
| | ③ | 9 | 時津町通学路安全推進協議会開催 | 合同点検を基に対策案等を検討し、情報を共有する。対策が決定したのち、「安全対策箇所一覧表」と「安全対策箇所図」を時津町ホームページ等で公表する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 10 | | | | | | | | |
| | Do (実行) | ④ | 11 | 対策の実施 | 対応可能な範囲内で年度内に実施する。中長期的な対策に関しては、実施計画を立て、実施に向けた取り組みを進める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | 12 | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |
| Check (評価) | ⑤ | 2 | 対策効果の把握 | 実施した対策について、期待した効果が得られたか聞き取り調査等を行い、効果を把握する。 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 3 | | | | | | | | |
| Action (改善) | ⑥ | 4 | 対策の改善・充実 | 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策の改善・充実を図る。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 5 | | | | | | | | |

5・対象とする通学路について

本プログラムで対象とする通学路は、児童生徒が登下校で使用する道路及び、各小中学校が指定する通学路とします。（学校からの距離や、通行児童生徒の人数等の規定は設けない）

対象学校は、時津小学校、時津北小学校、時津東小学校、鳴鼓小学校、鶴南特別支援学校時津分校、時津中学校、鳴北中学校、青雲中学校、長崎県立盲学校とします。

6・通学路対策箇所の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有することに加え、「通学路の安全」に対する町民への認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的として、「安全対策箇所一覧表」及び「安全対策箇所図」を作成し、本プログラムとともに時津町のホームページや広報紙で公表します。

「通学路安全対策一覧表（例）」

【時津東小学校】

| 番号 | 路線名 | 箇所名・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 対策内容・事業主体・対策年度 | | | | | |
|----|----------|------------------|--|------------------|-------|----|------|-----------------|------|
| | | | | 道路管理者 | 対策時期 | 警察 | 対策時期 | 学校関係者 | 対策時期 |
| 1 | 国道207号 | 時津町浜田郷710先交差点 | 交差点での信号待ちの時、待機場所が狭い。 | 長崎県、時津町歩道整備 | H26完了 | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |
| 2 | 国道207号 | 時津町浜田郷465-1先交差点 | 交差点での信号待ちの時、巻き込みの危険性あり。 | 長崎県、時津町ストップマーク設置 | H25完了 | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |
| 3 | 国道207号 | 時津町浜田郷513先交差点 | 交差点での信号待ちの時、巻き込みの危険性あり。 | 長崎県、時津町通学路の変更 | H25完了 | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |
| 4 | 町道浜田中央線 | 時津町浜田郷710先路上 | 中央線がなく、歩道が確保されていない。抜け道として利用する車が多く、速度も速いため危険。 | 時津町路側線の設置 | H25完了 | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |
| 5 | 町道中央40号線 | 時津町浜田郷129-1先交差点 | 車が路側帯の中で停車するため歩行者が危険。 | — | — | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |
| 6 | 町道島本線 | 時津町浜田郷667-1先路上 | 中央線がなく、歩道が確保されていない。抜け道として利用する車が多く、速度も速いため危険。 | 時津町路側線の設置 | H25完了 | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |
| 7 | 町道中村団地線 | 時津町浜田郷1373-18先路上 | 中央線がなく、歩道が確保されていない。抜け道として利用する車が多く、速度も速いため危険。 | 時津町路側線の設置 | H25完了 | — | — | 母の会・指導員等立哨、安全教育 | — |

長崎県 時津町 時津東小学校校区 (通学路緊急合同点検 要対策箇所)

【合同点検メンバー】教育委員会、時津警察署、時津町役場都市整備課



- : 通学路(学校指定)
- : 対策箇所
- : 要望・危険内容
- : 対策内容



至 長崎市 琴海

至 長与町

写真1のように車両が路側帯の中で停車するため歩行者が危険。
母の会・指導員等立哨、安全教育

中央線がなく歩道が確保されていない。
抜け道として利用する車が多く、速度も速いため危険。
路側帯設置、母の会・指導員等立哨、安全教育

中央線がなく歩道が確保されていない。
抜け道として利用する車が多く、速度も速いため危険。
路側帯設置、母の会・指導員等立哨、安全教育

